

水道料金の改定について（答申）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
令和7年〇月〇日	令和7年〇月〇日
浜田市長 久保田 章市 殿	浜田市長 久保田 章市 殿
浜田市上下水道事業審議会 会 長 鈴木 遵也	浜田市上下水道事業審議会 会 長 鈴木 遵也
水道料金の改定について（答申）	水道料金の改定について（答申）
本審議会は、令和6年10月18日付け水管第373号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので答申する。	本審議会は、令和6年10月18日付け水管第373号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので答申する。
記	記
1. 答 申 （水道料金の改定について）	1. 答 申 （水道料金の改定について）
給水人口の減少に加え、簡易水道統合に伴う国の支援も令和10年度には皆減することで収益が悪化し、このままでは水道事業の経営が成り立たなくなる危険性がある。また、水道施設等の老朽化が進んでおり、耐震化を含め対策を講じていく必要が	給水人口の減少に加え、簡易水道統合に伴う国の支援も令和10年度には皆減することで収益が悪化し、このままでは水道事業の経営が成り立たなくなる危険性がある。また、水道施設等の老朽化が進んでおり、耐震化を含め対策を講じていく必要が

現行	改正後（案）
ある。 こうした状況を踏まえ、慎重に検討した結果、水道水の安定供給を確保するため、健全な水道事業経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定を実施する必要性を認め、平均改定率は<u>38%</u>とすることを答申する。 なお、改定に係る事務手続き及び周知期間を考慮し、改定時期は令和9年度とし、改定後も給水人口の減少等による収益の減少傾向は変わらない見込みであることから、改定後5年を目途に、再度水道料金水準の検証を行う必要がある。 また、近年の物価高騰により、家計及び事業活動は厳しい現状にある。この度の改定は大幅な値上げとなるため、影響の大きい生活困窮者等への配慮を求める。 （検討の経緯） （１） 令和2年10月に完了した前回の料金改定から5年が経過する中、物価高騰や給水人口の減少により浜田市の水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。特に、簡易水道統合に伴う国の支援措置が令和10年度に皆減することに伴い、一般会計からの繰入金が大幅に減少する影響もあり、このままでは令和13年度に	ある。 こうした状況を踏まえ、慎重に検討した結果、水道水の安定供給を確保するため、健全な水道事業経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定を実施する必要性を認め、平均改定率は<u>34.5%</u>とすることを答申する。 なお、改定に係る事務手続き及び周知期間を考慮し、改定時期は令和9年度とし、改定後も給水人口の減少等による収益の減少傾向は変わらない見込みであることから、改定後5年を目途に、再度水道料金水準の検証を行う必要がある。 また、近年の物価高騰により、家計及び事業活動は厳しい現状にある。この度の改定は大幅な値上げとなるため、影響の大きい生活困窮者等への配慮を求める。 （検討の経緯） （１） 令和2年10月に完了した前回の料金改定から5年が経過する中、物価高騰や給水人口の減少により浜田市の水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。特に、簡易水道統合に伴う国の支援措置が令和10年度に皆減することに伴い、一般会計からの繰入金が大幅に減少する影響もあり、このままでは令和13年度に

現行	改正後（案）
は経営破綻が危惧される状況である。水道事業は独立採算制が原則であり、一般会計からの繰入に頼る経営はできないため、今後も見込まれる収益の減少については、水道料金収入で賄うことが求められる。 （２）令和3年度から令和5年度の3ヵ年の総括原価48億5,259万円から求めた事業運営に必要な供給単価「269.6円／m^3」と、令和5年度決算時の供給単価「195.4円／m^3」を比較すると38.0%の乖離（不足）が生じており、経費に見合った収入が得られていない現状がみてとれる。 （３）水道施設等の老朽化の進行に伴い、計画的な更新に取り組んでいるが、近年頻発する災害に対応するため耐震化の推進は急務であり、そのための財源確保が必要である。ただし、類似団体と比較して企業債残高が著しく高い状況であり、経営の弾力性を確保するには新たな企業債の発行は極力抑えるべきである。 （４）基本料金：従量料金＝2.7：7.3という収益構造となってお	は経営破綻が危惧される状況である。水道事業は独立採算制が原則であり、一般会計からの繰入に頼る経営はできないため、今後も見込まれる収益の減少については、水道料金収入で賄うことが求められる。 （２）令和3年度から令和5年度の3ヵ年の総括原価48億5,259万円から求めた事業運営に必要な供給単価「269.6円／m^3」と、令和5年度決算時の供給単価「195.4円／m^3」を比較すると「74.2円／m^3」の乖離（不足）が生じており、経費に見合った収入が得られていない現状がみてとれる。 （３）水道施設等の老朽化の進行に伴い、計画的な更新に取り組んでいるが、近年頻発する災害に対応するため耐震化の推進及び施設等の更新は急務であり、そのための財源確保が必要である。ただし、類似団体と比較して企業債残高が著しく高い状況であり、経営の弾力性を確保するには新たな企業債の発行は極力抑えるべきである。 （４）基本料金：従量料金＝2.7：7.3という収益構造となってお

現行	改正後（案）
り、他自治体と比較しても基本料金の割合が低い。安定的な収益構造とするため、基本料金の割合を高め、基本料金：従量料金＝3：7程度に改善する必要がある。一方で、料金改定による負担の不均衡が生じないように、現行の逦増逦減による料金体系自体は維持すべきである。 （５）以上の点を踏まえ、新水道料金体系（案）を検討し、当期純利益及び資金残高のシミュレーションを行った結果、5年程度ではあるが経営の健全化が確保でき、施設等の更新にも一定の効果が期待できることから、答申に至った。	り、他自治体と比較しても基本料金の割合が低い。安定的な収益構造とするため、基本料金の割合を高め、基本料金：従量料金＝3：7程度に改善する必要がある。一方で、料金改定による負担の不均衡が生じないように、現行の逦増逦減による料金体系自体は維持すべきである。 （５）以上の点を踏まえ、新水道料金体系（案）を検討し、当期純利益及び資金残高のシミュレーションを行った結果、5年程度ではあるが経営の健全化が確保でき、施設等の更新にも一定の効果が期待できることから、答申に至った。
２．付帯意見 （１）生活困窮者等への配慮について 答申でも触れたとおり、この度の料金改定は大幅な値上げであり、_____生活困窮者及び水を大量に使用する水産関連事業者や福祉施設の負担感が大きい。 <u>これら個別の配慮は、水道料金体系に取り込めるものではなく、検討時のシミュレーションや、答申における料金改定率に</u>	２．付帯意見 （１）生活困窮者等への配慮について 答申でも触れたとおり、この度の料金改定は大幅な値上げであり、水道利用者への影響は大きく、とりわけ生活困窮者及び水を大量に使用する水産関連事業者や福祉施設の負担感が大きい。 <u>ただし、生活困窮者等への配慮に係る負担を水道事業が負うことで、収益の悪化を招き更なる料金改定率の引き上げが必要</u>

現行	改正後（案）
<u>は見込んでいない。</u> <u>よって、</u> _____福祉施策や産業施策の観点から <u>激変緩和措置などの</u>負担軽減策を_____実施するよう強く要望する。	<u>になる事態は避けるべきである。</u> <u>これまで市においては、給付金や福祉事業者等向けの光熱費高騰対策といった物価高騰対策を実施してきた実績があり、この度の料金改定にあたって、福祉施策や産業施策の観点から</u> _____負担軽減策を<u>適宜</u>実施するよう強く要望する。
<u>（新設）</u> <u>（２） 経営健全化</u>_____の取組について 将来にわたって水の安定供給を維持するため、計画的かつ効率的な施設等の更新<u>を計画・実行し、併せて、公営企業として</u>	<u>（２） 答申と市の方針決定に差が生じた場合の対応について</u> <u>本審議会においては、水道経営の安定化を主眼に答申を取りまとめた。答申を受け、今後市として市民生活に与える影響等も含め総合的に判断し、料金改定率や改定時期を方針決定することになる。市が決定した方針と答申に差が生じることで、答申の見込みより収益減となる場合も想定される。その場合、次回料金改定の時期や改定率に影響を及ぼさないよう、減収分の補填財源を一般会計から繰り入れされたい。</u> <u>（３） 持続可能な水道経営</u>の取組について 将来にわたって水の安定供給を維持するため、計画的かつ効率的な施設等の更新<u>に努められたい。</u>

現行	改正後（案）
<u>独立採算制を維持できるよう経営健全化に努められたい。</u> （3） 市民への周知について 水道料金改定に対する市民の理解が_____正しく得られるよう、具体的でわかりやすい資料の作成、丁寧な説明に努められたい。	<u>また、人口減少が続く中であっても、持続可能な経営が確保できるよう、抜本的な体制の見直しに向けた検討を進められたい。</u> （4） 市民への周知について 水道料金改定に対する市民の理解が<u>速やかに</u>正しく得られるよう、具体的でわかりやすい資料の作成、丁寧な説明に努められたい。